

# 下野市にお住いの外国人の皆さんへ

7月9日から新しい在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止され、日本に在留する外国人の各種届け出の方法・場所が変わります。その主な変更点についてお知らせします。

## 1. 住民票が作られます

日本人と同じように、次に該当する外国人は住民票が作られ、住民票の写しが交付できるようになります。

・中長期在留者：在留資格が短期滞在、外交、公用以外で、3か月を超える在留資格がある人

・特別永住者：特別永住許可を受けている人

・出生などによる経過滞在者：出生または国籍喪失から60日以内の人

※住所の変更や在留期間の更新などが正しく登録されていないと、住民票を正しく作る事ができません。変更手続きが済んでいない人は、お早めに手続きをお願いします。

## 2. 転出届の提出が必要になります

他市町村に住所をうつす場合、日本人と同じように「転出届」を出して「転出証明書」の交付を受け、転入先の市町村に「転入届」を出す必要があります。

## 3. 外国人登録証明書の替わりに「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます

○「在留カード」：中長期在留者には「在留カード」が交付されます。在留期間の更新などの手続きの際に入国管理局で交付されます。在留期間の更新ごとに新しいカードになります。在留期間などの更新の手続きは、入国管理局のみで行い、市役所に届け出る必要がなくなります。

○「特別永住者証明書」：特別永住者の人には、「特別永住者証明書」が交付されます。「特別永住者証明書」は、市役所（市民課国分寺窓口）で申請の受け付け、交付の手続きを行います。

※新しい在留管理制度が始まっても、すぐに「在留カード」や「特別永住者証明書」に換える必要はありません。現在お持ちの外国人登録証明書は、一定期間「在留カード」や「特別永住者証明書」とみなされます（希望する場合は、換えることができます）。希望する人は、現在、事前申請を受け付けていますが、お渡しは7月9日以降になります。事前交付申請は、「在留カード」は入国管理局、「特別永住者証明書」は市役所市民課国分寺窓口で受け付けています。

●問い合わせ先 市民課 ☎40-5557